

「第3次多治見市まち美化計画」  
(案)

多治見市

## 1. はじめに

### (1) 計画づくりのあらまし

「まち美化計画」は、ごみ散乱のない「きれいなまち」づくりを総合的に推進するために策定するものです。平成 16 年に施行された「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」（以下「美化条例」という。）は、行政、市民、事業者等と一緒に環境美化を図り、市民の生活環境を向上させることを目的に制定されました。この条例の理念を実現するべく、平成 17 年には「第 1 次まち美化計画」を、平成 22 年度には第 2 次計画を策定し、計画にもとづき施策や事業、活動を実施してきました。

### (2) 第 2 次まち美化計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の総括

「第 3 次まち美化計画」を策定するにあたり、「第 2 次まち美化計画」の 3 つの計画目標と計画の推進方法について A～D の 4 段階で評価を行いました。

【達成度】 A…計画以上に実施できた B…ほぼ計画どおり実施できた  
C…計画をやや下回った D…計画をかなり下回った

#### I モラル向上と人づくり

「ポイ捨て」を無くすため、モラル向上、人づくりを進めていきます。

- 1) 市民への PR、啓発…評価 A
- 2) 事業活動やイベント等のモラル向上…評価 A
- 3) 学習と教育でモラル向上…評価 B
- 4) 人材の育成…評価 B
- 5) 犬フン放置をなくす…評価 B

#### II 環境作りと仕組み作り

「ポイ捨て」しにくい環境、しくみづくりを進めていきます。

- 1) ポイ捨てされにくいように空き地の管理を行う…評価 B
- 2) 景観保全や緑化等の事業との連動…評価 B
- 3) ポイ捨てされにくい環境・仕組みづくり…評価 B

#### III 美化事業や活動の推進

「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

- 1) 美化事業の確実な実施…評価 B
- 2) 市民、事業者による美化活動の実施…評価 B
- 3) 美化活動団体による美化活動の実施…評価 B
- 4) 地域パトロールの実施…評価 B
- 5) 市内一斉清掃の実施…評価 B
- 6) その他のまち美化推進…評価 B

#### 計画の推進方法

計画を推進していくための体制を整備し、実施・チェックの仕組みを作るとともに、自主的に活動を進め、実行していきます。

- 1) 計画を推進していくための体制…評価 B
- 2) まち美化推進協議会の役割…評価 B
- 3) 計画を推進していくための実施－チェックの仕組み…評価 B

4) 計画を推進していくための財源確保…評価B

【全体集計結果】

達成度	A	B	C	D	計
項目数	2	16	0	0	18

「まち美化計画」を推進していくため、平成 17 年に市民有志による「まち美化推進協議会」を立ち上げ、市民への PR、啓発を中心に、モラル向上のための活動を継続して実施しました。また、JR 多治見駅周辺を美化推進重点地区に第 1 次指定し、地区内で美化啓発活動を行い、ごみ散乱の防止に一定の効果をえました。

「第 2 次まち美化計画」では、「第 1 次まち美化計画」の基本目標を再度確認した上で、美化推進重点地区に第 2 次指定を土岐川両岸地区（記念橋～国長橋）、第 3 次指定を市役所・オリベストリート周辺地区を追加指定して重点的に施策展開し、美化関係の活動団体と連携して計画を推進してきました。

今後は、さらなる美化推進のため美化推進重点地区内及び地区外の全市的な活動とより幅広い美化活動団体との連携をして計画を推進していきます。

(3) 計画の目指すところ

市内あちこちに散乱する「ポイ捨て」ゴミ等は、快適な生活環境や美観を損なっています。このような状況を不快に感じている方も、決して少なくないと思います。

市民のボランティア活動や行政の取組などで「まちをきれいにする」努力が行われていますが、ポイ捨てや犬フン放置は後を絶たないのが実情です。

誰が「ポイ捨て」をするのでしょうか。ゴミを「ポイ捨て」するのは市民ではないでしょうか。もちろん、行政等による取組も重要ですが、市民の自覚により、「ポイ捨て」等をなくし、まちをきれいにする。こんなことを皆で考え、実行することが必要です。そして、このような取組が、環境を大切に作る、他人を思いやる『人づくり』『環境づくり』に結びつき、住みよいまちづくりができることを目指しています。

(4) 計画の位置付け

多治見市環境基本計画（平成 12 年 3 月策定、平成 21 年 4 月改訂）では、快適な居住環境の整備のため、「美化条例」の制定・遵守、環境の美化、美化活動への参加等が掲げられています。美化条例でも、ごみ散乱のないきれいなまちづくりを総合的に、計画的に推進するために「美化計画」を策定すると規定されています。

第 5 次多治見市総合計画・後期計画（平成 17 年度～平成 21 年度）では、「美化計画にもとづき、きれいなまちづくりを進めるとともに、不法投棄対策を行います。」と明示されていました。なお、平成 20 年度から実行されている第 6 次多治見市総合計画（平成 20 年度～平成 27 年度）でも、同様の規定が成されています。

(5) 計画の目標年次

計画期間は 5 箇年とし、これまで第 1 次計画（平成 17 年度～21 年度）、第 2 次計画（平成 22 年度～26 年度）と計画推進を図ってきました。新たな計画は平成 27 年度～31 年度とし、平成 29 年度には計画の進捗状況の評価し、計画を着実に進めていきます。

## (6) 計画の対象範囲

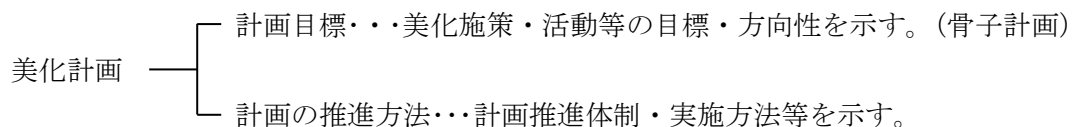
ごみ - - - 缶・ビンなどの容器、たばこ吸殻、ガム、袋、紙くず、その他  
犬フン、落書き、雑草、印刷物等 - - - 散乱（投棄）、放置  
対象者 - - - 市内居住者、滞在者、通過者、事業者、土地の所有・占有・管理者  
場所 - - - 市内全域の公共の場所、他人の場所（所有物）

## (7) 計画の推進方針

市民、事業者、行政等が連携・協力しながら、まち美化を進めていきます。このため、

- ①計画づくりをきっかけに、「人づくり」を進めていきます。
- ②計画づくりや計画の推進を通して、市民等の組織やネットワークの構築を進めていくとともに、関係機関等の連携体制を確立していきます。
- ③市民、事業者、行政の相互理解のもと、それぞれの役割分担と協働のあり方を醸成していきます。

## (8) 計画策定の基本フレーム



## 2. 基本コンセプト

「ポイ捨てのない、きれいな多治見を目指して」

## 3. 計画目標

- |                                    |
|------------------------------------|
| I 「ポイ捨て」を無くすため、モラル向上、人づくりを進めていきます。 |
| II 「ポイ捨て」しにくい環境、しくみづくりを進めていきます。    |
| III 「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。      |

美化施策や美化活動等の目標・方向性を以下のように3つに分けて示します。

- ：施策等の実施の方向性
- ：取り組んでいきたい施策等

《検討事項》：今後、検討が必要な事項等

I 「ポイ捨て」を無くすため、モラル向上、人づくりを進めていきます。
------------------------------------

ゴミ散乱問題の解決には、市民一人一人が考え、自発的に行動することが重要です。このため、市民等のモラルを向上するための施策を計画・実施します。

### ①市民へのPR、啓発

- より多くの市民に「ポイ捨て防止」を働きかけていきます。
- 美化条例、美化計画のPR

- 個人や自主活動団体の取り組みについてのPR
- 広報、ケーブルテレビ、FMラジオ等を利用した啓発
- 「ポイ捨て防止」キャンペーン
- 効果的な啓発看板の設置
  - 《検討事項》より効果的な看板のあり方の検討（現行看板の検証）

## ②事業活動やイベント等のモラル向上

- 多様な事業活動や機会を通して、呼びかけを行っていきます。
  - ドライバーへの啓発（自動車学校、運転免許講習センター等での啓発）
    - 《検討事項》啓発のあり方の検討（対象、内容）
  - イベント開催時の分別・資源化実施の啓発
  - 美化条例に示されている事業者やイベント開催者等の責務の遂行

## ③学習と教育でモラル向上

- モラル向上のため、体験を軸として子ども等への教育に取り組んでいきます。
  - 生涯学習（エコカレッジ）
  - 学校教育（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校）
  - イベント等を通じての環境学習の機会提供（環境フェア、おとどけセミナー）
  - 企業や事業所での社員教育

## ④人財の育成

- きれいな多治見のまちづくりを率先していく市民を増やしていきます。
  - 活動リーダーの発掘・育成
    - 《検討事項》まち美化推進協議会員の増員
  - 青少年の美化活動参加促進
  - 地域住民全員で美化推進

## ⑤犬フン放置を無くす

- 愛犬家、ペット関係者等が中心となって、方策を考えていきます。
  - 行政の指導強化
  - 市民の関心を高め、市民の目で「注意」（相互啓発）
  - 飼い主等への啓発
    - 狂犬病予防接種時、犬のしつけ教室、ペットショップや動物病院等での啓発
  - ノラ猫や野鳩のフン害防止のため、安易なえさやりをしないよう啓発

## II 「ポイ捨て」しにくい環境、しくみづくりを進めていきます。

まちをきれいにして、「ポイ捨て」しにくい雰囲気づくりを進めます。

### ①ポイ捨てされにくいように空き地の管理を行う

- 市と市民等の連携のもと、雑草問題を解決していきます。

- 土地の所有者等への指導・勧告
- 雑草の回収・リサイクルシステムの検討
  - 《検討事項》雑草・剪定木の焼却しない方法の検討

## ②景観保全や緑化等の事業との連動

- 「まち美化推進協議会」を通じて、市・県・国の速やかな連携・調整を図っていきます。
  - 花づくり等の環境整備の推進
    - 花づくり団体との連携、花植えや緑化の推進
  - 景観保全団体、花づくり団体等との連携
  - 景観、緑化、風景づくり施策・事業の計画・実施における「まち美化」施策の組み込み

## ③ポイ捨てされにくい環境・仕組づくり

- 「ポイ捨て防止」キャンペーン
- 歩行禁煙キャンペーンの実施
  - 保健センターとの連携
- 効果的な啓発看板の設置

## Ⅲ「まちをきれいにする」事業、活動を進めていきます。

行政、市民、事業者は、それぞれ責務を分割し、かつ、協働しながら美化事業や美化活動を推進していきます。

### ①美化事業の確実な実施

- 行政は、公共空間・屋外施設等の美化・清掃事業等を確実に実施していきます。
  - 《検討事項》行政による事業実施と市民等による事業活動との分担調整
- 行政は、「市民美化活動」の支援を進めていきます。

### ②市民、事業者による美化活動の実施

- 自分の家や事業所の前は、自ら「美化」する習慣付けを促します。
  - 通勤・通学路の清掃
    - 《検討事項》「門掃き」の定着

### ③美化活動団体による美化活動の実施

- 美化活動団体による「市民美化活動」の推進と拡大を図ります。
  - 清掃用具等の貸し出し制度
  - PRや啓発による活動グループの拡大

### ④地域パトロールの実施

- 行政による不法投棄パトロール（委託事業）を継続実施していきます。
  - 《検討事項》市民等による地域パトロール、美化地区外でのパトロール実施

#### ⑤市内一斉清掃の実施

- 「市民の意識高揚」「きれいなまちづくり」への市民参加事業も兼ね、市内一斉清掃を実施します。
- 市内一斉清掃日の参加者拡大  
《検討事項》子どもの参加、参加しない人を巻き込む方策

#### ⑥美化推進重点地区の指定

「とくにきれいにしたい」地域を「美化推進重点地区」に指定し、指定地区を追加、拡大して重点的に施策展開していきます。

[美化推進重点地区]

- 指定地区：J R多治見駅周辺（別添2 地図参照）
- 指定開始日：平成 19 年 10 月 1 日

- 指定地区：土岐川兩岸（記念橋～国長橋）（別添2 地図参照）
- 指定開始日：平成 22 年 10 月 1 日

- 指定地区：市役所・オリベストリート周辺（別添2 地図参照）
- 指定開始日：平成 25 年 10 月 1 日

#### ⑦その他まち美化施策の推進

- 美化活動等の活動継続の促進
  - まちピカ通信での活動団体紹介
  - イベントを利用した表彰（「環境フェア」等での美化活動団体等への表彰）  
《検討事項》表彰方法・基準の検討
  - 美化推進運動やイベントの実施  
「土岐川クリーン作戦」「花火大会後の清掃」等  
《検討事項》通り道クリーン作戦
- 「ポイ捨て」等実態調査や対策等の研究
  - 美化市区内外での活動

## 4. 計画の推進方法

計画を推進していくため、実施・チェックのしくみを作り、美化関係の活動団体と連携して、計画を実行していきます。

### (1) 計画を推進していくための体制

- ①計画を推進していくため、「まち美化推進協議会」を中心に美化関係の活動団体との連携を進めます。
- ②市と協働して計画を推進します。（別添1 参照）

(2) 「まち美化推進協議会」の役割

- ①市民ネットワークづくり、市民参加を進めます。
- ②協議会を通して、市・関係機関等との速やかな連携・調整を図り、市民・美化関係の活動団体へ情報発信していきます。
- ③美化事業等を実施します。
- ④雑草やゴミ散乱防止等のシステムづくりの検討、事業を行っていきます。
- ⑤市民等に啓発、PR活動を行っていきます。
- ⑥まち美化に関する調査、情報収集、研究を行っていきます。
- ⑦美化計画を推進していきます。

(3) 計画を推進していくための実施－チェックの仕組み

美化計画を推進、実施していくため、実施計画を策定するとともに、計画の評価を行っていきます。

- ①毎年度、「実施計画（事業計画）」を策定します。
- ②毎年度、実施計画の成果を評価し、公表します。
- ③アンケートを行って事業効果を測定し、評価します。
- ④美化計画（5ヶ年計画）の評価を行い、必要に応じ、追加修正・見直し等を行います。
- ⑤次期の美化計画の策定を行います。
- ⑥美化推進重点地区に対しては、定期的に美化活動の記録を残します。

(4) 計画を推進していくための財源確保

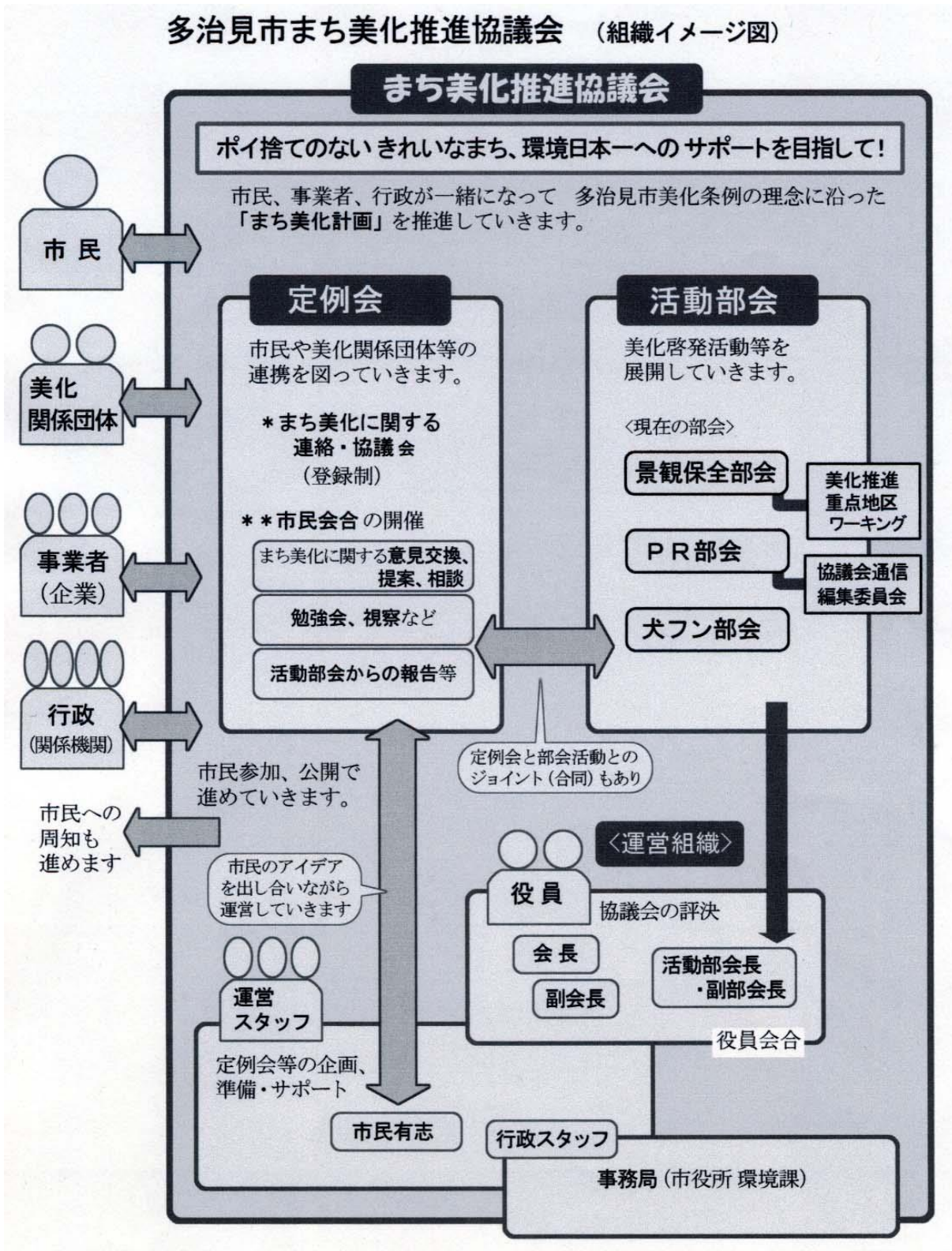
美化計画を推進、実施していくため、現行の美化・清掃事業や新規の事業・活動費の予算化を働きかけます。

- ①市民美化活動の支援費用
- ②「まち美化推進協議会」の活動費用



(別添1)

<まち美化推進協議会の組織図>



(別添2)「美化推進重点地区」

